

だい 第5 障がい福祉計画策定の経緯

平成15年 3月 4月 平成16年 6月 平成17年 10月31日 平成18年 3～4月 4月 4～6月 6月 6月26日 7月10日 7月末 8月6日 9月 10月 10～11月 12月26日 平成19年 1月31日 2～3月 2月28日	さっぽろし しょうがいしゃ ほけん ふくしけいかく さくてい 札幌市障害者保健福祉計画を策定 支援費制度スタート 障害者基本法の改正。「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを基本的理念として明記 (2月、通常国会に法案提出→8月、国会の解散により廃案→9月、衆議院選挙後 の特別国会に法案を再提出したのち) 10月31日障害者自立支援法が可決、成立。翌月、公布。 札幌市障がい福祉計画策定に伴う障がい児者実態等調査の実施 障害者自立支援法の第1次施行 事業者に対する新体系サービスへの移行希望アンケート調査実施(第1次) (道からの依頼により、市内の法定施設、地域共同作業所、グループホーム、福祉ホーム、通勤寮、共同住居等について調査) 北海道障害福祉計画関係説明会 (道庁にて各支庁、政令指定都市、中核市関係者を対象に開催) 国の基本指針告示 (障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針) 第1回札幌圏障害福祉計画等圏域連絡協議会の開催(道主催、道庁別館) 障がい福祉計画のサービス見込量・目標値を道に報告(速報値) 札幌地区 北海道障害福祉計画タウンミーティング開催(道主催、道庁別館) 事業者に対する新体系サービスへの移行希望アンケート調査実施(第2次) 障害者自立支援法の第2次施行 数値目標中間とりまとめの精査(道に報告) 札幌市障害者施策推進協議会において審議 市民懇話会 パブリックコメント 札幌市障害者施策推進協議会において審議
---	---

だい 第6 平成23年度の数値目標

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
現入所者数 (A)	2,528人	平成17年10月の値
目標年度入所者数 (B)	2,158人	平成23年度の見込み
削減見込目標値	370人	(A) - (B)
地域移行目標値	480人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する方

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項目	数値	備考
現在数	400人	平成17年度北海道在院患者調査の退院可能精神障がい者数
目標減少数	400人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目標指す数

3 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
現在の年間一般就労移行者数	22人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数
目標年度における一般就労移行者数	100人 (4.5倍)	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する方の数

本計画では、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する予定の平成23年度末に向けて、平成23年度時点での数値目標を設定するとともに、そこに至る中間段階の位置付けとして平成18年度～20年度を計画期間としています。

《目標値設定の考え方》

目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、また、北海道が掲げている目標を踏まえて、サービス利用者や事業者等の意向を反映するとともに本市の実情に応じ目標値を設定します。

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月時点の施設入所者のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する方の数値目標の設定。

(1) 入所施設から地域生活への移行者数

国的基本指針：現在の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することを目指す。
北海道の目標：現在の施設入所者数の2割以上が地域生活へ移行することを目指す。

札幌市の目標：現在の施設入所者のうち480人（19.0%）以上が地域生活へ移行することを目指します。

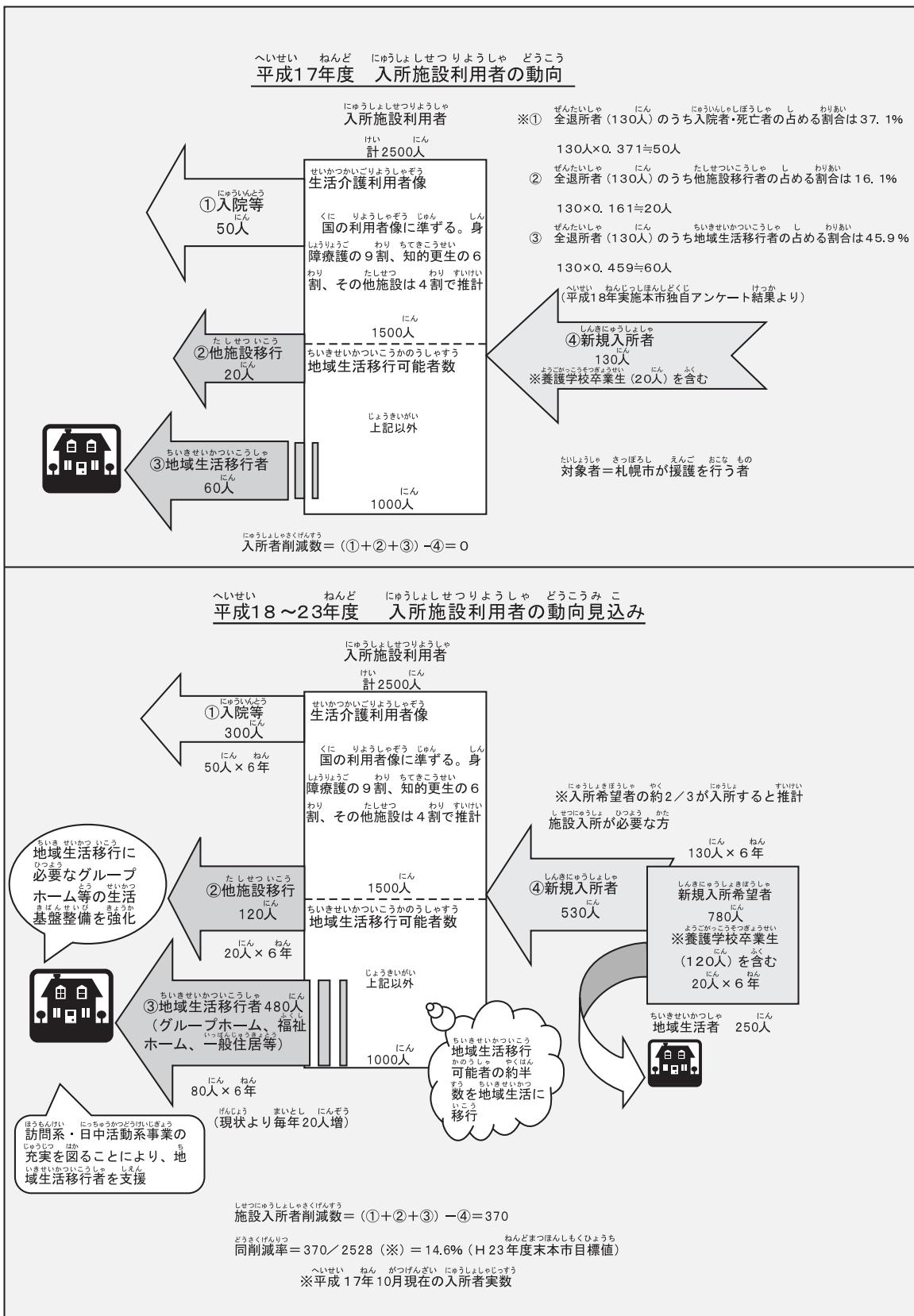
グループホーム等居住サービスや日中活動の場の充実を図るとともに、相談支援体制を確保し、地域生活への移行を促進します。

(2) 施設入所者数の削減

国的基本指針：平成23年度末時点で施設入所者数を7%以上削減することを基本とする。
北海道の目標：平成23年度末時点で施設入所者数が14%以上減少することを目指す。

札幌市の目標：平成23年度末時点で施設入所者数が370人（14.6%）以上減少することを目指します。

《入所施設からちじき域への移行》



2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の退院を目指し、のために必要な相談支援事業等の必要量を見込み、退院可能精神障がい者の減少目標値を設定します。

国的基本指針：平成14年度患者調査において把握している退院可能精神障がい者について平成24年度までに解消を目指す。

北海道の目標：平成17年度北海道在院患者調査において把握している退院可能精神障がい者全員の地域生活移行を目指す。

札幌市の目標：平成17年度北海道在院患者調査において把握している退院可能精神障がい者全員（400人）が地域生活へ移行することを目指します。

グループホーム、ケアホーム、日中活動系サービス、ホームヘルプサービス等、退院後の生活を支える各種サービス及び相談支援事業の円滑な実施を図るとともに、公営住宅や民間賃貸住宅への入居を支援するため、居住サポート事業の実施等により、精神障がいのある方の地域生活を支援します。

3 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する方の数値目標を設定します。

国的基本指針：平成17年度の福祉施設から一般就労への移行実績の4倍を目指す。

北海道の目標：平成17年度の福祉施設から一般就労への移行実績の4倍を目指す。

札幌市の目標：平成17年度の福祉施設から一般就労への移行実績の4.5倍（100人）を目指します。

就労移行支援事業等の法定事業の実施を推進するとともに、障がい者「元気ショップ」運営事業による授産製品の販路拡大及び障がい者協働事業による障がい者の雇用の場の拡充を図り、今後さらに障がい者の就労を促進します。